

病気の“芽”を摘むため

日帰り人間ドックをご利用ください

人間ドックは全身の健康状態を
チェックする総合的な検査です。当健
保組合では、多くの方に受けていた
けるよう、費用の補助を行っています。
人間ドックを受けることで、特定健診
(40歳～74歳対象)を受診したもの
として取り扱いますので、ぜひご受診
ください。

詳細は、当健保組合の
ホームページでご確認い
ただけます。



① 実施対象者

- ・ 令和5年4月1日現在、次に該当し、
受診を希望する方。ただし、資格を喪
失した場合は受診できません。
- ・ 40歳以上の被保険者および40歳以上
の被扶養者である配偶者(昭和59年
3月31日以前生まれの方)
- ・ 30歳の被保険者(平成5年4月1日
～平成6年3月31日に生まれた方)
- ・ 35歳の被保険者(昭和63年4月1日
～平成元年3月31日に生まれた方)

② 実施時期

令和5年4月から令和6年3月末ま
での間

※特定健診のみの受診は令和6年1月末まで

③ 実施機関

当健保組合が委託契約した健診機関

④ 負担額

① 当健保組合負担額

27,500円(25,000円+消
費税)

ただし、検査費用が右記に満たない
場合は実費(基本料金のみ)。

② 自己負担額

受診検査費用から当健保組合負担額
を差し引いた額。

※乳がん、子宮がん、前立腺がん、その他オプショ
ン等の費用は、すべて自己負担となります。

⑤ 検査項目

受診健診機関が定める検査項目(特
定健診項目含む)



※原則として、日帰り人間ドックで受診してい
ただいておりますが、被扶養配偶者に限り、集合
契約による特定健診のみの受診を実施してい
ます。

特定健診のみを受診されたい場合は事前に受診
券の発行を当健保組合に申請してください。

春は卒業・就職で異動の多い季節です

被扶養者の資格更新調査に ご協力ください

ご家族が被扶養者として認めら
れると、保険証が交付され、保険
料を負担することなく、あらゆる
保険給付を受けることができます。
しかし、本来は被扶養者資格
のない人を被扶養者として認定し
てしまうと、健保組合の不要な支
出につながります。

みなさんから納めていただく保
険料を適正に使用し、健保財政の
安定化を図るため、被扶養者の資
格確認にご協力をお願いします。

なお、調査までに就職や結婚な
どでほかの健康保険組合等に加え
られた場合は、「健康保険 被扶養
者(異動)届」に保険証を添え、
5日以内に事業主を通じて当健保
組合に届け出てください。

また、収入基準額超過または共
働き夫婦(双方が健康保険の被保
険者)で収入が逆転した場合も、
保険証を添えてすみやかに届出を
お願いします。

※提出期限までに必要書類の提出がない場合は、
ことがありますので、ご承知おきください。

本誌6ページにも関連記事を掲
載しておりますので、ぜひご参照
ください。

■ 実施対象者

被扶養者。原則として令和5年
1月1日以降認定の被扶養者は対
象外となります。

■ 調査票の配付時期

令和5年7月初旬の予定です。

■ 調査票の提出期限

および提出先

令和5年7月31日(予定)まで
に事業所の健保組合担当者に
提出してください。

